

平成28年1月から

個人番号カードを交付しています

1月から、希望者の交付申請に基づき、「個人番号カード」の交付を開始しました。個人番号カードは、27年10月から全世帯に届けられているマイナンバーの「通知カード」(紙製)に同封されている申請書で申請することができます。

個人番号カードとは

「個人番号カード」とは、本人の顔写真付きで、ICチップを内蔵したプラスチック製のカードです。先に届いている「通知カード」は、マイナンバーの確認のためだけに利用され

個人番号カード(見本)



表面



裏面

ますが、「個人番号カード」は、顔写真が付いているので、マイナンバーの確認と本人確認が1枚で済むようになります。

また、29年1月から開始が予定されているマイナポータル(※)へのログインをはじめ、各種行政手続きのオンライン申請に利用できます。交付手数料は、初回交付が無料で、紛失などによる再交付は有料となっています。

▼発行日で20歳以上の人Ⅱ発行日からその後10回目の誕生日まで

▼発行日で20歳未満の人Ⅱ発行日からその後5回目の誕生日まで

なお、電子申請などに必要な「署名用電子証明書」「利用者証明用電子証明書」の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までとなっていますので、ご注意ください。

※マイナポータル

マイナポータルとは、行政機関がマイナンバー(個人番号)の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関からのお知らせなどを自宅のパソコンなどから確認できるものとして整備中のシステムです。

マイナポータルでは、なりすましによって特定個人情報情報が搾取されないよう「個人番号カード」のICチップによって個人認証をする予定になっています。



マイナちゃん

カード交付までの流れ

「個人番号カード」交付までの流れは次のとおりです。

- ①「通知カード」の下部にある「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」(図1)に必要事項を記入。顔写真を貼り付けて、地方公共団体情報システム機構に郵送(返送)してください。
- ②後日、交付場所などをお知らせす

る交付通知書(図2)が、申請者の自宅に届きます。

- ③交付通知書に記載された期限までに、次の書類などを用意し、交付場所に本人が受け取りに来てください。

必要書類

- ▼交付通知書(あらかじめ「回答書」欄へ記入・押印をしてください)
- ▼通知カード
- ▼住民基本台帳カード(持っている

人のみ

- ▼本人確認書類(次に示す書類Aから1点、またはAを持っていない人はBから2点準備してください)

- AⅡ住民基本台帳カード(顔写真付きに限り)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)、旅券、身体障害者手帳(写真付きに限り)、精神障害者保健福祉手帳(写真付きに限り)、療育手帳(写真付きに限り)

図1 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書

図2 交付通知書

(表)

(裏)

本人によるカードの受け取りが難しい場合

本人が、病気や身体の障がい、その他のやむを得ない事情により交付場所に来ることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

その場合、必要書類に加えて、代理人の本人確認書類と代理権者の確認書類(委任状など)、本人が交付場所に来ることが困難であることを証明する書類(診断書、本人の障害者手帳、施設などに入所していることが分かる書類など)が必要となります。

る、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書など

BⅡ健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証など

■受付時間 月曜から金曜までの午前9時から午後4時半まで

■交付場所 交付通知書に記載された場所(市役所市民課、西根総合支所地域振興課、安代総合支所地域振興課のいずれか)

※毎週水曜日に市役所本庁舎で実施している窓口延長時間中の交付はできませんので、ご了承ください。(10ページに続きます)

(9ページの続き)

④個人番号カードを交付する際は、本人が暗証番号を登録の上、交付します。暗証番号は▽署名用電子証明書▽利用者証明用電子証明書▽住民基本台帳▽券面事項入力補助用―の4つに設定が必要です。暗証番号は次のとおり設定できます。

▼署名用電子証明書⇨大文字の英字AからZまで、数字は0から9までが利用でき、いずれもひとつ以上を使用した6文字以上16文字以下

▼利用者証明用電子証明書・住民基本台帳・券面事項入力補助用⇨数字4桁(同じ暗証番号を設定することができません)

※暗証番号は、事前に検討していただくようお願いいたします。

カードの交付について

個人番号カード交付の開始当初は、多くの申請が見込まれ、窓口の混雑が予想されます。手続きには一定の時間を要し、交付に必要な端末の台数も限られていますので、長時間お待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。時間之余裕を持って来庁いただくようお願いいたします。

また、地方公共団体情報システム機構で作成された「個人番号カード」

個人番号カード交付限定 休日臨時開庁を行います

市は、個人番号カード交付手続きに限定した休日臨時開庁を行います。平日に来庁することが難しい人は、ぜひご活用ください。

■日時 2月28日(日)午前9時から午後4時まで

■場所 市役所市民課、西根・安代総合支所地域振興課

※個人番号カード交付以外の業務は対応できませんので、ご了承ください。

※3月下旬にも休日臨時開庁を実施する予定です。

が市に到着してから、交付通知書を発送するまでの準備には、日数を要します。順次作業を進めていますので、交付通知書が届くまで、しばらくお待ちください。

個人番号カードの交付に関して詳しくは、市役所市民課戸籍住民係(☎・内線1061)まで。

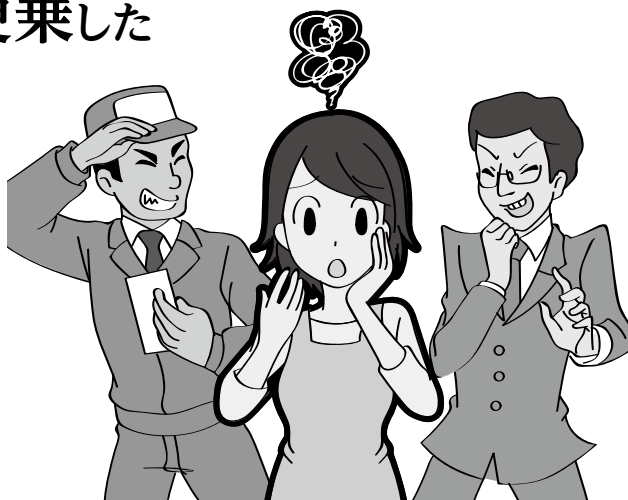
マイナンバー制度に便乗した 詐欺にご注意ください

マイナンバー制度に便乗した詐欺が全国で発生しています。被害に遭わないためにも、不審と感じたら相談するようにしましょう。

■被害に遭いそうになった事例

●制度の手続きに便乗してお金を要求
「マイナンバーカードの登録手数料にお金が必要」などと言われ、お金を要求された。

●情報流出があったとしてお金を要求
「あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するには第三者から名義を貸してもらう必要がある」などと電話があり、さらに別の人から「名義貸しは犯罪になる」などと言われ、解決のためにお金を要求された。



マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体の職員が口座番号や資産、年金・保険の状況などを聞くことはありません。万が一金銭を要求されても、決して支払わないでください。怪しいと思ったら、下記相談窓口にご相談ください。

■相談窓口 消費者ホットライン(☎188)、最寄りの警察または警察相談専用電話(☎#9110)